

3月決算総特集

VIII

リストラクテッド・ストックなど 新たな株式報酬の 会計処理・開示のポイント

新日本有限責任監査法人
公認会計士 鈴木 真策

はじめに

これまで日本における株式報酬は、ストック・オプション、従業員・役員持株会が中心であった。近年では、役位、在職年数や業績達成度等に応じて自社株式が交付される、株式報酬型の役員報酬である役員向け株式交付信託が導入され始めている。

平成28年度税制改正において、株式報酬の税制上の取扱いについての規定が整備されたことにより、一定期間の譲渡制限が付された株式報酬であるリストラクテッド・ストックを導入する会社も増加している。また、平成29年度税制改正では、中長期的な業績目標の達成度合いによって交付される株式報酬であるパフォーマンス・シェアについても、

税制上の手当てがなされることとされている。

本稿では、役員向けの株式報酬のうちリストラクテッド・ストック、パフォーマンス・シェア、役員向け

株式交付信託の会計処理と開示のポイントを整理して解説する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

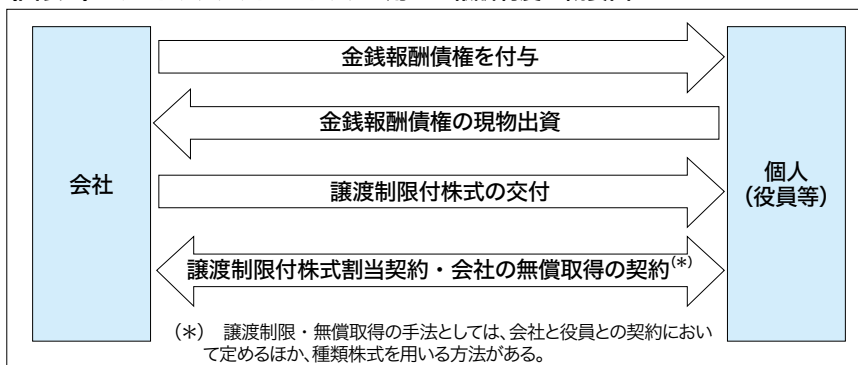
リストラクテッド・ストック

概要

リストラクテッド・ストックは、役員等に勤務条件や業績条件の成就により譲渡制限が解除される譲渡制限付株式を付与し、条件が達成できなかった場合には付与した譲渡制限付株式を会社が無償で取得する株式報酬制度である。譲渡制限の解除条件を付けることにより、優秀な人材のリテンション効果(会社に引き留める効果)を持たせるとともに、中

長期の株価向上に対するインセンティブを付与することができる。
わが国の会社がリストラクテッド・ストックを導入する方法として、経済産業省から『攻めの経営』を促す役員報酬「新たな株式報酬(いわゆる「リストラクテッド・ストック」)の導入等の手引」(以下、「導入手引」という)が公表された。導入手引では、現行会社法の枠組みのなかでいわゆるリストラクテッド・ストックやパフォーマンス・シェアを導入するための方法として、役員に将来

(図表1) リストラクテッド・ストックを用いた報酬制度の概要図



会計上の取扱い

の金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権を現物出資する手続が示された。
導入手引で記載されている手法を整理すると、図表1のようになる。
導入手引Q5では、以下のような会計処理が記載されている。